



平成25年11月11日

各位

会社名 株式会社 中国銀行
代表者名 取締役頭取 宮長 雅人
(コード番号 8382 東証第1部)
本社所在地 岡山市北区丸の内1丁目15番20号
問合せ先 総合企画部長 谷口 晋一
(TEL 086-223-3111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成25年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

- (1) 資本効率の向上および発行済株式総数の減少を通じて、株主への利益還元を図るため
- (2) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 上限70万株
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.3%)
- (3) 株式の取得価額の総額 上限10億円
- (4) 取得期間 平成25年11月12日～平成25年12月24日

(ご参考)平成25年11月8日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く) 202,489,475株
自己株式数 7,782,631株

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

(株)中国銀行 総合企画部 難波
TEL (086) - 223 - 3111